監　査　報　告　書

令和６年５月27日

学校法人 河 原 学 園
　　理　事　会　　御中
　　（評議員会　　御中）

監　事　浅山敏浩

監　事　木原光一

私たちは、私立学校法第３７条第３項及び学校法人河原学園寄附行為第８条第３項の規定に基づき、学校法人河原学園の令和５年度（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類等について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した結果、次のとおり報告します。

１．計算書類は法令及び学校法人会計基準に従い、記載された事項は正しく示されており、学校法人河原学園の財産状況について指摘すべき事項は認められません。

２．学校法人河原学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令もしくは寄付行為に抵触する重大な事実は認められません。

以　上